

お困りのとき、一時的にお子さまを お預かりすることができます



遠方の出張で
子どもを連れていけない



入院が決まったが
その間子どもを
預けられる人がいない

冠婚葬祭で子どもを
みておく人がいない



- このほか、保護者の育児疲れ等の身体上、精神上的の理由がある場合など、要件にあてはまる場合に利用できます。
- 令和7年4月より親子ショートステイ事業を開始しました(概要は裏面参照)。

こんな時、まずは子育て支援課にご連絡ください

事前に申請が必要です。お早めにご相談ください。

< お問い合わせ先 >

〒818-0125 太宰府市五条 3-7-1

太宰府市子育て支援センター 内

太宰府市健康福祉部子育て支援課

子育て応援係子ども福祉担当

☎ 092-924-0084

✉ kosodate-c@city.dazaifu.lg.jp

(月～金:8時30分～17時)



【利用対象】

太宰府市内在住の児童(18歳未満)で、以下の理由のいずれかに該当する方。

ただし(6)に該当する場合は、親子での利用ができません(親子ショートステイ事業)。

- (1) 児童の保護者の疾病
- (2) 児童の保護者の育児疲れ、育児不安等身体上又は精神上の理由
- (3) 児童の保護者の出産、看護、事故、災害又は失踪その他家庭養育上の理由
- (4) 児童の保護者の冠婚葬祭、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等社会的な理由
- (5) 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- (6) レスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、親子での利用が必要であると市長が認めた場合
- (7) その他市長が必要と認める場合

※感染症り患時や集団での生活がむずかしい場合など、利用できない要件があります。

【事業の種類】

(1)ショートステイ事業 ※利用できる期間は原則 1 週間以内

- ① 宿泊を伴う児童の短期間のお預かり
- ② 宿泊を伴う児童及び保護者の短期間のお預かり(上記事由(6)に該当する場合利用できます)

(2)トワイライトステイ事業

宿泊を伴わない平日夜間や休日のお預かり

平日:午後 4 時から午後 9 時までの間で、原則として 4 時間以内

休日:午前 8 時から午後 9 時までの間で、原則として 8 時間以内

【実施施設等】

施設名	住所
社会福祉法人慈愛会 清心乳児園	三井郡大刀洗町大字山隈 377 番地
社会福祉法人慈愛会 清心慈愛園	三井郡大刀洗町大字山隈 377 番地
社会福祉法人豊生会 こどもと女性包括支援センター halu	大野城市大城4丁目 19-2
太宰府市内在住の里親宅	※ご利用時にご案内します

事業の種類や施設等の空き状況により、利用できる施設等が変わります。

【利用者負担金】

対象者が属する世帯	ショートステイ事業・ 親子ショートステイ事業単価			トワイライトステイ事業単価	
	保護者	2歳未満児・ 慢性疾患児	2歳以上児	平日夜間分	休日分
1 ①生活保護世帯 ②市町村民税非課税世帯 (①を除き、母子家庭等に限る)	—	0 円	0 円	0 円	0 円
2 上記1を除く市町村民税非課税世帯	—	1,100 円	1,100 円	350 円	350 円
3 上記1、2を除く世帯	750 円	5,500 円	2,850 円	1,000 円	1,500 円

※備考

1 利用者1人1日当たりの金額とする。

2 この表において「母子家庭等」とは、対象者の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯その他これに類する状況であると市長が認める世帯をいう。

3 この表において「慢性疾患児」とは、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病その他市長が認める疾患のある児童をいう。